

第三次川越市保健医療計画 施策評価報告書 (令和 5 年度)

概 要 版

令和 6 年 1 1 月

川越市

1 施策評価報告書について

川越市では、保健医療に関する取組を体系的に整理し、計画的に進めることを目的として、第三次川越市保健医療計画（計画期間：令和3～7年度）を策定しています。

本計画は、4つの基本目標、10の主要課題、22の施策で構成しており、各施策には、進捗状況を計るため、可能な限り、客観的、定量的な指標を定めています。

そこで、本計画の進行管理は、指標を持つ施策単位で進捗状況を把握することとし、社会環境の変化等を勘案しながら、その要因を分析して具体的な改善につなげる施策評価を用いて行うこととしています。

本報告書は、本計画の令和5年度における進捗状況を、施策毎に作成した施策評価シートを用いて整理したものです。

（参考）第三次川越市保健医療計画について

1 計画の概要

本市では、「第四次川越市総合計画」の「福祉・保健・医療」の分野の方向性として掲げられた「住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち」を目指し、さらなる保健医療の充実を図るため、保健医療に関する取組を体系的に整理し、計画的に進めることを目的として、第三次川越市保健医療計画を策定しました。

2 計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで

3 計画の体系

（1）基本理念

住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

本市のまちづくりの指針である「第四次川越市総合計画」の基本構想に掲げられた「福祉・保健・医療」の分野における方向性を、本計画が目指すべき基本理念として位置付け、本計画の推進を、総合計画が目指す都市像の実現につなげます。

(2) 基本目標、主要課題、施策

「第四次川越市総合計画」の分野別計画における施策を、本計画の基本目標として位置付け、総合計画の各施策の目的や方向性の達成に向けた具体的な取組を展開し、本市の保健医療分野における取組の着実な推進を図ることとしています。

本計画では、4つの基本目標を掲げており、それぞれ目標の達成に向け10の主要課題を整理し、それぞれ具体的な取り組みとして、22の施策において推進を図ることとしています。

基本理念

住み慣れた地域で、
一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

基本目標	主要課題	施策
1 保健衛生の充実	1 保健所機能の充実	1 保健衛生施設の機能充実 2 検査機能の充実
	2 保健予防対策の推進	1 精神保健対策の推進 2 感染症予防対策の推進
	3 生活衛生対策の推進	1 食の安全の確保 2 衛生的な住環境の確保
2 健康づくりの推進	1 予防接種の推進	1 予防接種の推進
	2 母子保健の充実	1 母子保健の充実
3 医療体制の充実	3 健康寿命の延伸	1 健康づくりの支援 2 食育の推進 3 歯科口腔保健の充実 4 特定健康診査等の実施 5 がん検診等の実施
	1 地域医療体制の整備・充実	1 地域医療の基盤づくり 2 医療の安全確保
	2 緊急時の医療体制の整備	1 救急医療体制の整備 2 災害時医療体制の整備
4 社会保障の適正運営	3 医療制度等の充実	1 障害者医療の充実 2 母子医療の充実 3 難病対策
	1 社会保障の適正運営	1 国民健康保険制度の健全な運営 2 後期高齢者医療制度の円滑な運用

2 施策評価結果の概要

(1) 全 体

第三次川越市保健医療計画 22 施策の令和 5 年度実績について、令和 6 年 3 月 31 日時点の情報をもとに、施策評価シートを用いて評価しました。

施策評価シートでは、「必要性」、「達成度」、「方向性」、「実施方法」の 4 項目（以下「評価 4 項目」という。）により、施策の状況を確認することとしております。

具体的には、「施策の指標」や「施策を取り巻く社会環境の変化」などから「必要性」、「達成度」を評価、また「必要性」、「達成度」から「方向性」、「実施方法」を評価し、「方向性等を踏まえた今後の取組」を整理することとしています。

○評価 4 項目 総括表

基本 目標	主要 課題	施 策		必要性	達成度	方向性	実施方法
1	1	1	保健衛生施設の機能充実	維持	概ね順調	維持	継続
1	1	2	検査機能の充実	維持	概ね順調	維持	継続
1	2	1	精神保健対策の推進	維持	順調	維持	継続
1	2	2	感染症予防対策の推進	上昇	順調	拡充	見直し
1	3	1	食の安全の確保	維持	概ね順調	維持	継続
1	3	2	衛生的な住環境の確保	維持	概ね順調	維持	継続
2	1	1	予防接種の推進	維持	概ね順調	維持	継続
2	2	1	母子保健の充実	上昇	順調	拡充	見直し
2	3	1	健康づくりの支援	維持	概ね順調	維持	継続
2	3	2	食育の推進	維持	順調でない	維持	見直し
2	3	3	歯科口腔保健の充実	維持	順調	維持	継続
2	3	4	特定健康診査等の実施	維持	順調でない	維持	見直し
2	3	5	がん検診等の実施	維持	順調	維持	継続
3	1	1	地域医療の基盤づくり	上昇	順調でない	拡充	見直し
3	1	2	医療の安全確保	維持	順調	維持	継続
3	2	1	救急医療体制の整備	上昇	順調でない	拡充	見直し
3	2	2	災害時医療体制の整備	上昇	概ね順調	拡充	見直し
3	3	1	障害者医療の充実	維持	概ね順調	維持	継続
3	3	2	母子医療の充実	維持	順調	維持	継続
3	3	3	難病対策	維持	順調	維持	継続
4	1	1	国民健康保険制度の健全な運営	維持	概ね順調	維持	継続
4	1	2	後期高齢者医療制度の円滑な運用	維持	順調	維持	継続

(2) 項 目 別

①必要性

上 昇	維 持	低 下	【「上昇」となった5施策】
5 施策	1 7 施策	0 施策	●1-2-2 感染症予防対策の推進 ●2-2-1 母子保健の充実 ●3-1-1 地域医療の基盤づくり ●3-2-1 救急医療体制の整備 ●3-2-2 災害時医療体制の整備

【評価の視点：必要性】

上 昇	社会的関心やニーズが高まる、国が法改正等を行うなど、必要性が前年度と比較して高まっており、成果の拡充が求められる社会状況。
維 持	必要性が前年度と比較して変わらない状況。
低 下	社会的関心やニーズが薄れる、民間で多く実施され市が関与する意義が薄れてきているなど、必要性が前年度と比較して低くなっている状況。

※「必要性」は、前年度と比較した必要性の変化を選択するものであり、「救急医療だから必要性が高い」など、絶対的な必要性の高低で捉えない。

※必要性が高まることは、「方向性」の「拡充」や、「実施方法」の「見直し」につなげる必要がある。

○「必要性」 施策別一覧

基本 目標	主要 課題	施 策	施策を取り巻く社会環境の変化	必要性
1	1	1 保健衛生施設の機能充実	新型コロナウイルス感染症の感染症対応を踏まえ、今後の感染症発生に備えた保健所の体制を強化する必要性が生じている。 新型コロナウイルス感染症対応の変更により、研修の再開とオンライン研修の機会も増えた。 令和6年能登半島地震により被災自治体への支援の必要性が生じた。	維持
1	1	2 検査機能の充実	令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更された。 東京電力は、東日本大震災で被災した東京電力福島第一原子力発電所から生じた放射性物質を含む水からトリチウム以外を除去し、令和5年8月24日から海洋へ放出を開始した。	維持
1	2	1 精神保健対策の推進	令和5年の自殺者数および自殺死亡率は全国ではわずかに増加傾向にあるが、川越市では減少し、女性の自殺者数も減少した。	維持
1	2	2 感染症予防対策の推進	新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行し、徐々に通常の医療提供体制に移行した。また、川越市感染症予防計画を策定した。さらに、令和5年3月に地域保健法の基本指針が改正され、各保健所に対し健康危機対処計画を策定することが規定された。	上昇
1	3	1 食の安全の確保		維持
1	3	2 衛生的な住環境の確保		維持
2	1	1 予防接種の推進	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した。これにより、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防するため、予防接種法附則第7条第1項の規定（改正後の同法第6条第3項の規定とみなす）に基づく臨時の予防接種は令和5年度で終了となり、令和6年度から安定的な体制の下で実施する定期接種化の方針が決定された。	維持
2	2	1 母子保健の充実	令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定された。戦略では今後3年間の集中的な取組として「加速化プラン」が設定され、「出産等の経済的負担の軽減」や「妊娠期からの切れ目ない支援の拡充」が掲げられた。「出産等の経済的負担の軽減」では出産・子育て応援事業の制度化、「妊娠期からの切れ目ない支援の拡充」では伴走型支援と産前・産後ケアの拡充や「1か月児」及び「5歳児」への健康診査等が挙げられている。	上昇

基本 目標	主要 課題	施 策	施策を取り巻く社会環境の変化	必要性
2	3	1 健康づくりの支 援	令和5年5月31日に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の全部改正 が公表され、健康日本21（第三次）において「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続 可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、各人の健康課題が多様化する中、「誰一人取り残さない 健康づくり」を推進するとしている。 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染となったこと で、新型コロナウイルス感染症拡大前と同程度の事業を実施することができ、健康教室等への参 加が増加した。	維持
2	3	2 食育の推進	令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染となったこと で、健康教室などへの参加の希望も増加し、感染対策を徹底することにより新型コロナウイルス 感染症拡大前と同程度の健康教室や講演会等を実施することが可能となった。 また、新型コロナウイルス感染症拡大時から実施しているSNSを活用した周知である健康情報や レシピの提供は好まれる状況であった。	維持
2	3	3 歯科口腔保健の 充実	令和5年10月5日に「歯科口腔の保健の推進に関する基本的事項」の全部改正が公表され、 「歯・口腔の健康づくりプラン」において「健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健 の実現」に向けて、歯科口腔保健のさらなる推進に向けて取り組む旨などを規定している。 また、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染となった ことで、健康教室等への参加希望も増加し、新型コロナウイルス感染症拡大前と同程度の事業を 実施することができた。しかし、不特定多数の参加が見込まれるイベントなどにおいては、口腔 内の接触を伴うものも含め感染対策等について完全を期することが困難なため、SNSを活用した啓 発の充実を図るよう努めた。	維持
2	3	4 特定健康診査等 の実施	健診受診率は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症への移行したことや受診勧奨方法を工夫 をしたことなどにより過去最高値となっている。 川越市国民健康保険第2期保健事業等実施計画（データヘルス計画）が計画満了となり、令和6 年度より第3期が開始される。	維持
2	3	5 がん検診等の実 施	新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えは回復傾向にある。がん検診の受診率の向上の ため周知・啓発に取り組む。	維持
3	1	1 地域医療の基盤 づくり	これまで都道府県ごとに個別に運用されていた情報提供システムが集約されて、令和6年4月から 全国統一的な情報提供システムが運用されることになった。 新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられた。 国から「医療提供体制の確保に関する基本方針」が示され、県はこれに即して、令和6年3月に令 和6年度を初年度とする第8次埼玉県地域保健医療計画を策定した。 国において、新たな地域医療構想等に関する検討会が開催された。	上昇
3	1	2 医療の安全確保	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことにより、催し物が再開された。	維持
3	2	1 救急医療体制の 整備	救急搬送の出場件数、搬送人員は増加傾向にあり、また令和5年の搬送人員における軽症者の割 合は52.8%であり、前年度より増加している。 ※令和5年度末時点における市内救急医療機関 11医療機関（9病院、2診療所）	上昇
3	2	2 災害時医療体制 の整備	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正が行われて、感染症危機への対応に係る司令 塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、令和5年9月1日 に内閣感染症危機管理統括庁が設置され、同庁において新型インフルエンザ等対策行動計画が見 直されることとなった。 新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられた。 令和6年1月1日に令和6年能登半島地震が発生したため、保健師等の被災地派遣を行うことと なった。	上昇
3	3	1 障害者医療の充 実	新型コロナウイルスの感染症法の位置づけ変更により5類感染症となり、医療機関への受診控え が解消されつつある。	維持
3	3	2 母子医療の充実	特定不妊治療について、令和4年4月より特定不妊治療が保険適用となり、令和5年9月末日を もって事業が完全に終了となった。 令和5年10月1日に施行された改正児童福祉法により、小児慢性特定疾病児童等に対する自立支 援事業の内、任意とされていた事業が努力義務化された。	維持
3	3	3 難病対策		維持
4	1	1 国民健康保険制 度の健全な運営	赤字解消・削減計画に基づき段階的に保険税設定の見直しを進めていることから、令和5年度に 課税限度額及び税率等の改定を行った。	維持
4	1	2 後期高齢者医療 制度の円滑な運 用	団塊の世代が75歳以上となり後期高齢者人口は増加の一途を辿り、また令和5年5月8日に新型 コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことで、医療機関への受診 控えは解消されつつあり、医療費も増加し続けている。 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するための事業「高齢者の保健事 業と介護予防の一体的な実施」については、令和6年度までにすべての市町村で実施予定となっ ている。本市では令和3年度から2圏域（古谷・高階）を対象に事業を開始し、令和4年度は4 圏域（古谷・南古谷・芳野・高階）に実施、令和5年度からは市内全域の14圏域に拡大して実 施した。	維持

②達成度

順 調	概ね順調	順調でない	【「順調でない」となった4施策】
9 施策	9 施策	4 施策	●2-3-2 食育の推進 ●2-3-4 特定健康診査等の実施 ●3-1-1 地域医療の基盤づくり ●3-2-1 救急医療体制の整備

【評価の視点：達成度】

「施策の指標」がある場合は定量的に分析し、無い場合は「施策を取り巻く社会環境の変化」等から定性的に分析する。

順 調	細施策に関連する指標が順調に推移している状況。指標が無い場合は、必要な取組が着実に進められている状況。
概ね順調	細施策に関連する指標が遅れてはいるものの、基準値より改善が見られる状況。指標が無い場合は、必要な取組が概ね予定どおり進められている状況。
順調でない	細施策に関連する指標が計画当初より後退している状況。指標が無い場合は、必要な事業が予定どおり実施できていない状況。

※達成度が順調でない場合、市の取組に関わらず、社会的影響を受けている場合があるので、社会環境の変化などからも要因を分析する必要がある。

※達成度が順調でない場合、「実施方法」の「見直し」につなげる必要がある。

○「達成度」 施策別一覧

基本 目標	主要 課題	施 策		指 標	施策中心課 (施策関係課)	単位	基準値		目標値		実績			達成度
											令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1	1	1	保健衛生施設の機能 充実	保健師研修会参加率	保健総務課	%	80	令和元年度	80	令和7年度	47	70	93	概ね順調
				実習生等受入率（埼玉県による割振）		%	100	令和元年度	100	令和7年度	100	100	100	
1	1	2	検査機能の充実	食品等の検査	衛生検査課	検査数 (項目)	5,079	令和元年度	—	—	3,850	4,210	4,275	概ね順調
				水質の検査		検査数 (項目)	1,147	令和元年度	—	—	1,076	1,216	1,351	
				感染症等の検査		検査数 (項目)	668	令和元年度	—	—	7,726	2,635	986	
				家庭用品等の検査		検査数 (項目)	12	令和元年度	—	—	12	12	12	
				健康食品の無承認無許可医薬品の 検査		検査数 (項目)	48	令和元年度	—	—	48	48	48	
1	2	1	精神保健対策の推進	市民向け普及啓発講演会の延べ参 加人数	保健予防課	人	42	令和元年度	基準値以上	令和7年度	中止	20	44	順調
				川越市自殺死亡率		人口10 万人対	19.2	平成27年	14.1	令和5年	14.4	21.5	18.7	
1	2	2	感染症予防対策の推 進	結核罹患率	保健予防課	人口10 万人対	9.9	令和元年度	10.0以下	令和7年	11.0	7.6	9.1	順調
1	3	1	食の安全の確保	監視における違反施設発見数	食品・環境 衛生課	件	40	令和元年度	24	令和7年度	7	19	5	概ね順調
				食品等取去検査における試験検査 不適数		検体	3	令和元年度	3	令和7年度	1	0	0	
				食中毒の発生件数		件	2	令和元年度	0	令和7年度	0	4	1	
1	3	2	衛生的な住環境の確 保	生活衛生施設の監視指導実施率 （全業態平均値）	食品・環境 衛生課	%	17	令和元年度	19	令和7年度	9	10.7	16.7	概ね順調
				犬・猫の殺処分数		頭	1	令和元年度	0	令和7年度	0	0	0	
2	1	1	予防接種の推進	乳幼児の定期予防接種接種率	健康管理課 （新型コロナ ウィルスワク チン接種対策 室）	%	97.07	令和元年度	98	令和7年度	86.02	96.42	94.93	概ね順調

基本 目標	主要 課題	施 策	指 標	施策中心課 (施策関係課)	単位	基準値		目標値		実績			達成度
										令和3年度	令和4年度	令和5年度	
2	2	1 母子保健の充実	乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数	健康づくり 支援課	件	2,296	令和元年度	2,359	令和6年度	2,158	2,158	2,089	順調
			産前・産後サポート事業の実施回数		回	6	令和元年度	20	令和6年度	19	19	19	
			利用者支援事業（母子保健型）の開設箇所数		箇所	1	令和元年度	2	令和6年度	2	2	2	
			産後ケア事業の利用者数（延べ）		人	29	令和元年度	40	令和6年度	42	96	138	
			乳幼児健康診査の受診率		%	4か月 95.9 1歳半 96.6 3歳 93.7	令和元年度	4か月 96 1歳半 97 3歳 95	令和6年度	4か月 96.4 1歳半 94.5 3歳 94.2	4か月 93.6 1歳半 97.5 3歳 94.8	4か月 96.4 1歳半 97.5 3歳 96.5	
			乳幼児健康相談の開催回数		回	27	令和元年度	30	令和6年度	43	49	48	
2	3	1 健康づくりの支援	健康寿命（男性）	健康づくり 支援課	年	17.61	平成30年	平均寿命の増加分を上回る 健康寿命の増加	令和6年	17.85	18.01	18.05	概ね順調
			健康寿命（女性）		年	20.17	平成30年		令和6年	20.48	20.66	20.82	
			意識的に身体を動かしている人の割合		%	65.6	平成30年度	70以上	令和6年度	—	—	67.8	
			睡眠により疲れが取れていない人の割合		%	17.6	平成30年度	15以下	令和6年度	—	—	20.9	
			喫煙率（成人）		%	13.5	平成30年度	12以下	令和6年度	—	—	12.3	
2	3	2 食育の推進	適正体重の人の割合	健康づくり 支援課	%	66.2	平成30年度	75以上	令和6年度	—	—	67.9	順調でない
			野菜を食べている食事の回数（20～50歳代）		回	中間アンケートで算出	令和3年度	中間アンケートからの増加	令和6年度	—	—	—	
			1日2回以上、主食・主菜・副菜がそろった食事をしている人の割合（60歳代以上）		%	52.2	平成30年度	増加	令和6年度	—	—	45.7	
			塩分の摂取量について意識している人の割合（20～50歳代）		%	57.3	平成30年度	増加	令和6年度	—	—	52	
			朝食を欠食する人の割合（20～30歳代）		%	25.4	平成30年度	22以下	令和6年度	—	—	23.6	
2	3	3 歯科口腔保健の充実	かかりつけ歯科医を持つ人の割合	健康づくり 支援課	%	70.8	平成30年度	85以上	令和6年度	—	—	72.7	順調
			年に1度は歯科健診を受ける人の割合		%	48	平成30年度	55以上	令和6年度	—	—	52.7	
			12歳児でむし歯のない人の割合		%	66.5	平成30年度	77以上	令和6年度	68.3	69.2	72.3	
			6024達成者の割合		%	64.9	平成30年度	80以上	令和6年度	—	—	71.2	
			8020達成者の割合		%	42.5	平成30年度	60以上	令和6年度	—	—	62.5	
			ゆつくりよくかんで食べる人の割合		%	20.3	平成30年度	増加	令和6年度	—	—	24.1	
2	3	4 特定健康診査等の実施	特定健康診査受診率	国民健康保険課 （高齢・障害医療課）	%	41.9	令和元年度	60	令和5年度	38.2	38.2	43.7	順調でない
			特定保健指導実施率		%	13.1	令和元年度	60	令和5年度	19.2	18.5	8.2	
			血圧の有所見者率（収縮期血圧）		%	47.6	令和元年度	45以下	令和5年度	49.2	47.4	46.7	
			血圧の有所見者率（拡張期血圧）		%	20.8	令和元年度	18以下	令和5年度	21.6	21.1	21.1	
			新規人工透析移行者数		人	76	令和元年度	80	令和5年度	62	61	62	
			後期高齢者健康診査受診率		%	30.8	令和元年度	40	令和5年度	28.9	29	29.4	
2	3	5 がん検診等の実施	胃がん検診（内視鏡検査）受診率	健康管理課	%	2.0	令和3年度	2.7	令和7年度	2.0	2.6	2.6	順調
			胃がん検診（胃部X線検査）受診率		%	2.1	令和3年度	3.2	令和7年度	2.1	2.3	2.3	
			肺がん検診受診率		%	0.8	令和3年度	1.4	令和7年度	0.8	1	1	
			大腸がん検診受診率		%	9.3	令和3年度	11.1	令和7年度	9.3	9.6	9.9	
			子宮がん検診受診率		%	6.0	令和3年度	8.1	令和7年度	6.0	6.7	6.9	
			乳がん検診受診率		%	8.9	令和3年度	11.4	令和7年度	8.9	10.2	10.4	
3	1	1 地域医療の基盤づくり	かかりつけ医を持つ世帯	保健医療推進課	%	69	令和元年度	73	令和7年度	62	—	—	順調でない
			看護師学校養成所又は准看護師養成所の卒業者のうち、市内の医療機関等への就職者数		人	519	平成28年度～令和2年度	455	令和3～7年度	68	73	66	
			訪問診療を実施する医療機関数		箇所	37	平成28年度	52	令和5年度	38	40	41	
3	1	2 医療の安全確保	病院への立入検査実施率	保健総務課	%	100	平成30年度	100	令和7年度	100	100	100	順調
			薬物乱用防止リーフレット配布枚数		枚	1,000	平成30年度	1,000	令和7年度	0	200	1,050	

基本 目標	主要 課題	施 策		指 標	施策中心課 (施策関係課)	単位	基準値		目標値		実績			達成度
											令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3	2	1	救急医療体制の整備	夜間及び休日における救急医療の実施率	保健医療推進課	%	100	令和元年度	100	令和7年度	100	100	100	順調でない
				救急搬送人員における軽症者の比率		%	50.5	令和元年	48.8	令和7年	48.9	51.9	52.8	
3	2	2	災害時医療体制の整備	災害時連絡用 I P 無線通信訓練	保健医療推進課	回	10	令和元年度	12	令和7年度	12	12	12	概ね順調
				広域災害救急医療情報システム (E M I S) 入力訓練		回	1	令和元年度	1	令和7年度	1	1	1	
3	3	1	障害者医療の充実	施策指標なし	高齢・障害医療課 (保健医療推進課、保健総務課)	—	—	—	—	—	—	—	—	概ね順調
3	3	2	母子医療の充実	施策指標なし	健康管理課	—	—	—	—	—	—	—	—	順調
3	3	3	難病対策	骨髄移植ドナー助成件数	健康管理課	件	2	令和元年	6	令和7年	3	5	5	順調
4	1	1	国民健康保険制度の健全な運営	国保会計赤字削減額	国民健康保険課	千円	97,000	平成30年度	1,100,000	令和5年度	896,602	1,027,012	1,281,441	概ね順調
4	1	2	後期高齢者医療制度の円滑な運用	施策指標なし	高齢・障害医療課	—	—	—	—	—	—	—	—	順調

③方向性

拡 充	維 持	縮 小	【「拡充」となった5施策】 ●1-2-2 感染症予防対策の推進 ●2-2-1 母子保健の充実 ●3-1-1 地域医療の基盤づくり ●3-2-1 救急医療体制の整備 ●3-2-2 災害時医療体制の整備
5 施策	17 施策	0 施策	

【評価の視点：方向性】

拡 充	主に「必要性」で「上昇」と評価された場合、方向性は「拡充」となる。
維 持	主に「必要性」で「維持」と評価された場合、方向性は「維持」となる。
縮 小	主に「必要性」で「低下」と評価された場合、方向性は「縮小」となる。

※「拡充」は成果の拡充（前年度よりも多くの成果を出す）を意味し、単に予算や人員の増を指すものではない。

④実施方法

継 続	見直し	【「見直し」となった7施策】 ●1-2-2 感染症予防対策の推進 ●2-2-1 母子保健の充実 ●2-3-2 食育の推進 ●2-3-4 特定健康診査等の実施 ●3-1-1 地域医療の基盤づくり ●3-2-1 救急医療体制の整備 ●3-2-2 災害時医療体制の整備
15 施策	7 施策	

【評価の視点：実施方法】

継 続	主に「方向性」が「維持」の場合に「継続」となる。なお、成果を維持しながら効率性を高める場合は「見直し」となる。
見直し	主に「方向性」で「拡充」または「縮小」の場合に「見直し」となり、方向性に沿って必要な見直しを行う。

※「実施方法」については、「方向性」等に関わらず、常に、成果を維持しながら、予算や労力の

縮小を行うなど、効率性を重視した「見直し」を検討する必要がある。
 ※「見直し」には、民間活用など、市の関わり方に関する「見直し」も含む。
 ※「見直し」にあたっては、予算を増やさず、成果を高める方法を検討し、予算を増やす場合は、歳入増や他事業の縮小などと一体的に考える必要がある。

○「方向性等を踏まえた今後の取組」 施策別一覧

基本 目標	主要 課題	施 策		方向性	実施 方法	方向性等を踏まえた今後の取組
1	1	1	保健衛生施設の 機能充実	維持	継続	引き続き、現状の施策に継続して取り組むとともに、オンラインの活用等を含め、研修会の参加機会の増加に努める。
1	1	2	検査機能の充実	維持	継続	引き続き、保健所における食品・水質・感染症等の検査体制を維持する必要がある。同時に、保健所内他課と調整しつつ社会状況に応じて求められる検査に対応できる検査体制を適宜整備していく。 令和6年度以降は、感染症法に基づく感染症予防計画を踏まえて対応する必要がある。
1	2	1	精神保健対策の 推進	維持	継続	令和5年の自殺死亡率は令和4年から減少したが、精神保健福祉に関する普及啓発や相談支援を成果につなげるため、引き続き相談窓口の周知等の強化に努める。 また、令和6年度が始期となる第二次川越市自殺対策計画を推進していく中で、9月の自殺予防週間、3月の自殺予防強化月間に加えて、新たに5月を自殺予防月間として、広報等を活用して自殺対策事業・ゲートキーパーについての啓発を実施していく。
1	2	2	感染症予防対策 の推進	拡充	見直し	現状の施策に継続して取り組むとともに、新たな感染症の発生等による健康危機に備え、国や県と連携しながら、必要な対策を講じる。 年1回程度、川越市保健所健康危機対処計画（感染症対応マニュアル）の見直しを行う必要がある。
1	3	1	食の安全の確保	維持	継続	引き続き、現状の施策に継続して取り組む。 食中毒の発生件数の改善に向けて、食品等事業者や市民に対する食品衛生の普及啓発に努める。
1	3	2	衛生的な住環境 の確保	維持	継続	令和5年度は、コロナ禍前と同様に、積極的な監視指導を実施した。今後も、生活衛生水準の維持・向上のため効率的な監視指導を実施する。 犬や猫の適正飼養・終生飼養は継続して取り組む。
2	1	1	予防接種の推進	維持	継続	新型コロナウイルスワクチン接種は、特例臨時接種から定期接種に法的な位置付けが変更になったことに伴い、接種体制を構築する。 他の予防接種は、引き続き国の動向を注視しながら現状の施策に継続して取り組む。
2	2	1	母子保健の充実	拡充	見直し	妊産婦の不安の軽減と孤立感の解消、子どもの健全育成、保護者の育児不安の解消のため、工夫をしながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を図っていく。 国が進めるこども政策の抜本強化等に対応するため、産後ケア(居宅訪問型)及び5歳児健康診査に取り組む。
2	3	1	健康づくりの支 援	維持	継続	市民が安心して参加できる、自宅で情報を習得できるなどの利点を生かし、ICTなどを活用した健康づくりを展開する。 川越市健康づくり推進協議会の意見や市民の意見を踏まえ、健康かわごえ推進プラン（健康日本21・川越市計画）を策定する。
2	3	2	食育の推進	維持	見直し	啓発やイベントを始めとする健康づくりの取組を行う。また、民間企業等と連携し、食環境づくりのための幅広い事業を更に展開する。 川越市健康づくり推進協議会の意見を踏まえ、健康かわごえ推進プラン（川越市食育推進計画）の各施策を通じて推進を図るとともに、次期計画策定を行う。

基本 目標	主要 課題	施 策		方向性	実施 方法	方向性等を踏まえた今後の取組
2	3	3	歯科口腔保健の 充実	維持	継続	川越市民の健康についてアンケート調査等の分析結果をもとに、歯 科口腔保健の推進に取り組む。 川越市健康づくり推進協議会の意見を踏まえ、健康かわごえ推進プ ラン（川越市歯科口腔保健計画）の各施策を通じて推進を図るとと もに、次期計画策定を行う。
2	3	4	特定健康診査等 の実施	維持	見直し	川越市国民健康保険第3期保健事業等実施計画（データヘルス計 画）が令和6年度より開始する。特定健康診査等の実施について、 目標値達成に向け、第3期計画にある各種事業に取り組んでいく。
2	3	5	がん検診等の実 施	維持	継続	がんの早期発見・早期治療のため、引き続き検診事業を行ってい く。各種がん検診の受診率向上のため、啓発活動に努める。
3	1	1	地域医療の基盤 づくり	拡充	見直し	引き続き、市内の看護師学校養成所等に財政支援を行う。 市立学校等に対して、看護師学校養成所等の情報や、県の奨学金・ 修学資金等の制度の周知・啓発を行う。 令和8年度を始期とする第四次川越市保健医療計画策定の事前準備 として、市民の医療に関する意識調査を実施する。 市民に在宅医療を周知し、理解を深めてもらうため、関係機関と連 携して令和6年度に在宅医療パンフレットを作成する。 国における、新たな地域医療構想に関する検討の結果を踏まえて、 対応を検討する。
3	1	2	医療の安全確保	維持	継続	引き続き、現状の施策に継続して取り組む。 薬物乱用防止リーフレットについては、引き続き、配布機会の確保 に努めるとともに、広報川越を利用した普及啓発に努める。
3	2	1	救急医療体制の 整備	拡充	見直し	救急搬送人員における軽症者の割合が増加傾向にあるため、救急車 の利用について、過度な利用抑制につながらないように配慮しなが ら、SNS等を通じて、埼玉県救急電話相談や埼玉県A I 救急相談 の普及啓発に努め、適正利用の周知を図る。 「川越市A E D普及推進計画（第3期）」が計画期限を迎えたた め、これまでの取組をまとめた取組報告書を作成する。 市立小中学校のA E Dについて、校舎施設時にも使用できる方法と して屋外設置を検討する。 休日歯科診療所の老朽化に対応するため、川越市歯科医師会が行う 改修に係る費用の一部を補助し、初期救急医療提供体制の維持・強 化を図る。
3	2	2	災害時医療体制 の整備	拡充	見直し	「川越市地域防災計画」に基づく医療救護活動を効果的に行うた め、関係機関等と本市が災害時の保健医療体制の確保に関する必要 な事項の連絡調整等を行う場として、「川越市災害保健医療連絡会 議」を開催し、課題の洗い出し等を行う。 令和6年能登半島地震への保健師等派遣での経験を踏まえ、保健師 活動マニュアル及び保健師派遣後方支援マニュアルの見直しを検討 する。 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国、県の行動計画改 定を踏まえ、川越市新型インフルエンザ等対策行動計画の令和7年 度改定に向けて取り組む。
3	3	1	障害者医療の充 実	維持	継続	現状の施策に継続して取り組む。一方で、施策の安定的かつ継続的 な維持のため、見直しの必要性などを検討していく。
3	3	2	母子医療の充実	維持	継続	引き続き、母子医療施策に取り組む。 特定不妊治療は国の方針により事業終了、その他の不妊に係る事業 （不妊専門相談センター・早期不妊検査・不育症検査）は令和6年 度より母子保健課に移管となる。
3	3	3	難病対策	維持	継続	引き続き、現状の施策に継続して取り組む。
4	1	1	国民健康保険制 度の健全な運営	維持	継続	赤字解消・削減計画は、計画期間を令和8年度まで延伸する計画に 改定した。赤字削減の取組として医療費適正化の継続（※効果額は 評価できない）、市町村標準保険税率を参考とした保険税設定の見直 し、収納率向上対策の継続に取り組んでいく。
4	1	2	後期高齢者医療 制度の円滑な運 用	維持	継続	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、引き続き市 内全域の14圏域を対象に実施していく。

⑤新規の取組

○「新規の取組」 施策別一覧

基本 目標	主要 課題	施 策	令和5年度における新規の取組
1	1	1 保健衛生施設の 機能充実	令和6年能登半島地震の被災自治体へ保健師等職員派遣を行った。
1	1	2 検査機能の充実	高速液体クロマトグラフタンデム型質量分析装置による残留農薬検査体制を確立した。
1	2	1 精神保健対策の 推進	第二次川越市自殺対策計画を策定。新たに市民向けのゲートキーパー養成研修を実施。
1	2	2 感染症予防対策 の推進	川越市保健所健康危機対処計画（感染症対応マニュアル）を策定した。
1	3	2 衛生的な住環境 の確保	国からの依頼により、動物取扱業者への立入調査を実施した。
2	1	1 予防接種の推進	8月1日から子育てLINEが始まり、郵送での個別勧奨に加え、登録者にはLINEでの個別勧奨を開始した。
2	2	1 母子保健の充実	令和5年4月から「産婦健康診査」の公費助成を開始した。
2	3	1 健康づくりの支 援	健康かわごえ推進プランの達成状況を把握し、今後の健康づくり施策の基礎資料とするためアンケート調査を実施し、分析・報告を行った。
2	3	2 食育の推進	食環境づくり推進事業の一環として、イベントや教室等でのナトリウム比測定会を実施した。また、市民の野菜摂取と減塩の取組みを促すため、レシピ動画を作成し、市公式Youtubeで公開した。 「健康かわごえ推進プラン（第2次）」の評価を行うため、市民を対象とした意識調査を実施した。
2	3	3 歯科口腔保健の 充実	健康かわごえ推進プラン（第2次）における第2次川越市歯科口腔保健計画の達成状況の把握、今後の施策の基礎資料とするため、アンケート調査を実施し、分析・報告等を行った。
2	3	4 特定健康診査等 の実施	特定健康診査に係る診療情報提供事業において、検査結果のデータ提供を医療機関も含めることに拡大し、受診率向上を図った。
3	1	1 地域医療の基盤 づくり	WEB版すこやかマップの利用促進と利便性向上のため、チラシの作成・配布を行った。 すこやかマップに外国語対応している医療機関の情報を掲載した。
3	2	1 救急医療体制の 整備	休日歯科診療所の老朽化に対応するため、川越市歯科医師会が行う改修に係る費用の一部を補助する予算を確保した。
3	2	2 災害時医療体制 の整備	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針及び埼玉県感染症予防計画に即して、川越市感染症予防計画を策定した。 令和6年能登半島地震への保健師等派遣の調整を行った。 災害時における保健医療体制の確保に必要な事項について、連絡調整等を行う場として川越市災害保健医療連絡会議を立ち上げた。
3	3	2 母子医療の充実	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の一環として、「きょうだい児の支援」をテーマとした講演会を実施した。
4	1	1 国民健康保険制 度の健全な運営	赤字解消・削減計画の計画期間が満了するため、評価指標を見直したうえで、計画期間を令和8年度まで延伸した。
4	1	2 後期高齢者医療 制度の円滑な運 用	実施圏域を4圏域から市内全域の14圏域へ拡大した。 ハイリスクアプローチの事業として低栄養予防事業、口腔機能低下予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業を追加した。

⑥見直しもしくは廃止した取組

○「見直しもしくは廃止した取組」 施策別一覧

基本 目標	主要 課題	施 策	令和5年度における見直し・廃止した取組
1	1	2 検査機能の充実	水質検査のうち、プール水の検査（総トリハロメタンを含む）を終了した。
1	2	2 感染症予防対策の推進	新型コロナウイルス感染症へ対応するための民間委託等を終了した。
2	1	1 予防接種の推進	高齢肺炎球菌の定期接種の対象が変更されるのに合わせ、任意接種の対象を見直し、3年間の時限的措置後終了とした。
2	2	1 母子保健の充実	コロナが5類に移行したことにより、妊婦の分娩前ウイルス検査事業が令和5年9月30日をもって終了した。
2	3	1 健康づくりの支援	コロナ禍で感染対策のためにWeb開催した健康まつりを実地開催に変更した。
3	2	1 救急医療体制の整備	「川越市AED普及推進計画（第3期）」の取組がほぼすべて経常的なものになったため、第3期で計画を終了し、これまでの取組をまとめた取組報告書を作成することとした。
3	3	1 障害者医療の充実	重度心身障害者医療費の住所地特例の取扱い対象施設が拡大した。
3	3	2 母子医療の充実	令和5年9月末日をもって川越市特定不妊治療支援事業が完全に終了となり、助成費支払いも終了となった。